

神戸市外国語大学博士の学位審査規程

2023年4月1日

規程第2号

(目的)

第1条 この規程は神戸市外国語大学（以下「本学」という。）が授与する博士の学位について、神戸市外国語大学学位規則（2023年4月規則第94号。以下「本学学位規則」という。）に定めるもののほか、博士の学位授与に係る審査等に関する事項について定める。

第1章 課程修了による学位

(博士論文の題目及び執筆計画書)

第2条 博士課程に入学した者は、第1年次に博士論文の題目及び執筆計画書を2通作成し、指導教員の承認を得て学長に提出しなければならない。

2 博士論文の題目及び執筆計画書の提出は、9月の指定する時期とする。

(年次報告論文)

第3条 前条に定める博士論文の題目及び執筆計画書を提出した者は、指導教員の承認を得て第1年次及び第2年次において各年次報告論文を学長に提出しなければならない。

2 年次報告論文の提出は、1月の指定する時期とする。

(年次報告論文の審査)

第4条 学長は、年次報告論文を研究科会議に回付し、その審査につき、指導教員を主査とする3名の審査委員を選出しなければならない。

2 審査委員は、前条に定める年次報告論文を審査して、必要な場合は面接試験を行ったうえ、その結果を学長に報告しなければならない。

(年次報告論文の判定及び進級の決定)

第5条 学長は、前条第2項の報告に基づき、年次報告論文を提出した者が、次の年次に進級するのに十分な業績及び学識を有しているかを、研究科会議の議を経て判定し、次の年次への進級を決定する。

(博士論文の執筆許可)

第6条 2年次の年次報告論文の審査に合格して3年次に進級した者は、指導教員の承認を得て博士論文の執筆許可の申請を学長に提出することができる。

2 博士論文の執筆許可申請書の提出は、3年次の4月又は10月の指定する時期とする。

第7条 学長は、博士論文の執筆許可申請書を研究科会議に回付し、研究科会議の議を経て博士論文の執筆許可を決定する。

(予備審査の申請)

第8条 前条に定める博士論文の執筆許可を得た者は、指導教員の承認を得て、学長に予備審査の申請を行うことができる。

2 予備審査の申請は、5月又は11月の指定する時期とする。

(予備審査)

第9条 学長は、予備審査の申請書を研究科会議に回付し、その審査につき、指導教員を主査とする3名の予備審査委員を選出しなければならない。

2 予備審査委員は、予備審査申請書類等を審査して、必要な場合は面接試験等を行ったうえ、その結果を学長に報告しなければならない。

(予備審査の決定)

第10条 学長は、前条の報告に基づき、予備審査を申請した者が、博士論文を執筆するのに十分な業績及び学識を有しているかを、研究科会議の議を経て判定し、合否を決定する。

(博士論文審査の申請)

第11条 前条に定める予備審査に合格した者は、指導教員の承認を得て、以下の書類とともに学長に博士の学位論文の審査の申請を行うことができる。ただし、神戸市外国語大学大学院学則(2007年4月学則第2号)第28条に基づき在学延長を認められた者については、神戸市外国語大学大学院博士課程在学延長取扱要領の適用を受ける。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 学位論文審査申請書 | 1通 |
| (2) 博士論文 | 1編4通(正1通、副3通) |
| (3) 論文要旨 | 4通(正1通、副3通) |
| (4) 履歴書及び研究業績書 | 4通(正1通、副3通) |
| (5) 参考資料を添付する場合 | 4通(正1通、副3通) |

2 博士論文の審査の申請は、本学博士課程在学中に行わなければならない。申請は、11月又は5月の指定する時期とする。

(博士論文の審査委員)

第12条 学長は、本学学位規則第20条第1項に基づく審査委員に加える研究科担当以外の本学の教員及び他大学の教員等について、審査委員として十分な資格を有するかを、履歴書及び研究業績書に基づき研究科会議の議を経て判定し、審査委員として決定する。

(博士論文の審査及び最終試験)

第13条 審査委員は、博士論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験においては、本学学位規則第21条によるものとする。

(博士論文の審査及び最終試験結果の報告)

第14条 審査委員主査は、博士論文の審査及び最終試験につき、その結果を次の事項とともに学長に報告しなければならない。

- (1) 博士論文審査の要旨及び審査委員名
 - (2) 博士論文審査及び最終試験の結果
- (学位の授与)

第15条 学位の授与においては、本学学位規則第26条によるものとする。

第2章 課程修了によらない学位

(学位授与の申請)

第16条 本学学位規則第17条第2項に定める博士の学位の申請を行う者は、以下の書類とともに学長に申請しなければならない。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 学位授与申請書 | 1通 |
| (2) 博士論文 | 1編4通(正1通、副3通) |
| (3) 論文要旨 | 4通(正1通、副3通) |
| (4) 履歴書及び研究業績書 | 4通(正1通、副3通) |
| (5) 参考資料を添付する場合 | 4通(正1通、副3通) |
| (6) 論文審査手数料 | 所定の金額 |

2 前項による申請を行う者は、本学の研究科担当教員で博士課程を担当する教員の内から1名を審査委員として指名することができる。

(博士論文の審査委員)

第17条 審査委員においては、第12条の規定によるものとする。

(博士論文の審査及び認定試験)

第18条 審査委員は、博士論文の審査及び認定試験を行う。

2 認定試験においては、本学学位規則第22条によるものとする。

(博士論文の審査及び認定試験結果の報告)

第19条 審査委員主査は、博士論文の審査及び認定試験につき、その結果を次の事項とともに学長に報告しなければならない。

- (1) 博士論文審査の要旨及び審査委員名
- (2) 博士論文審査及び認定試験の結果

(学位の授与)

第20条 学位の授与においては、本学学位規則第26条によるものとする。

第3章 その他

第21条 審査委員に欠員が生じた場合は、学長が補充すべき委員の選出を行わなければならない。

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学博士の学位審査要項(2007年4月)は、廃止する。